

鳥獣保護法 の話

俗に「鳥獣保護法」と呼ばれる法律ですが、これが「鳥獣保護及狩猟二関スル法律」から「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に改正され、昨年（平成15年4月）から施行された

のはご存じでしょうか？今回は、この新たな「鳥獣保護法」について伝えたいと思います。

（東京本社東北分室長 浅尾勝彦）

何が変わったのか？

そもそも、改正された「鳥獣保護法」とは、どういったものでしょうか？法律の目的には、以下のように書かれています。

【鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律】の目的

鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もっ

て生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資すること。

でも、これだけじゃよくわかりませんね。具体的に言うと、主に以下のような部分が変わっています。

【鳥獣保護及狩猟二関スル法律】から【鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律】への変更点

条文のひらがな書き、口語体化
対象種の見直し（海棲哺乳類及びネズミ・モグラ類の扱いの変更）
狩猟免許に係る障害者の欠格条項の見直し
水辺域における指定猟法禁止区域制度の導入による鉛製散弾の使用の制限
山野への捕獲した鳥獣の放置の禁止
鳥獣の捕獲種数の把握（狩猟者・捕獲等許可者の捕獲数等の報告の義務付け）
違法捕獲への対応（違法捕獲鳥獣の飼養の禁止）
捕獲許可手続きの合理化

環境影響評価では？

では、我々の仕事に直結する部分はどのように変わったのでしょうか？

一番大きな点としては、「対象種の見直し」という点が挙げられます。

旧法下では、慣例的にネズミ類・モグラ類と海棲哺乳類は「鳥獣保護法」の対象として扱われていませんでしたが、新法では対象となり、ネズミ科（家ネズミであるドブネズミ、クマネズミ及びハツカネズミを除く）、モグラ科、トガリネズミ科に属する鳥獣と、アザラシ科等の海棲哺乳類が新たに加わることになりました。

環境影響評価等の調査で、哺乳類を捕獲する調査としては、ネズミ類やモグラ類を捕獲する捕獲調査があります。旧法の頃は、ネズミ類やモグラ類の捕獲にあたっては特別に許可を得る必要が無く、トラップはいくらでも設置し放題、ネズミ類もモグラ類も捕り放題という状態でした。しかし、新法では、これらの種の捕獲にあたって、基本的に環境大臣または都道府県知事の許可が必要となります。

また、捕獲後は、何をどれだけ捕獲したのか報告することが義務づけられます。

鳥獣の捕獲等許可申請書の例

第1号様式（第2号附録）

1. 申請者

2. 調査の目的

3. 調査の期間

4. 調査の場所

5. 調査の方法

6. 調査の結果

7. 調査の経過

8. 調査の成果

9. 調査のまとめ

10. 調査の感想

11. 調査のその他

12. 調査の備考

13. 調査のその他

14. 調査の備考

15. 調査のその他

16. 調査の備考

17. 調査のその他

18. 調査の備考

19. 調査のその他

20. 調査の備考

21. 調査のその他

22. 調査の備考

23. 調査のその他

24. 調査の備考

25. 調査のその他

26. 調査の備考

27. 調査のその他

28. 調査の備考

29. 調査のその他

30. 調査の備考

31. 調査のその他

32. 調査の備考

33. 調査のその他

34. 調査の備考

35. 調査のその他

36. 調査の備考

37. 調査のその他

38. 調査の備考

39. 調査のその他

40. 調査の備考

41. 調査のその他

42. 調査の備考

43. 調査のその他

44. 調査の備考

45. 調査のその他

46. 調査の備考

47. 調査のその他

48. 調査の備考

49. 調査のその他

50. 調査の備考

51. 調査のその他

52. 調査の備考

53. 調査のその他

54. 調査の備考

55. 調査のその他

56. 調査の備考

57. 調査のその他

58. 調査の備考

59. 調査のその他

60. 調査の備考

61. 調査のその他

62. 調査の備考

63. 調査のその他

64. 調査の備考

65. 調査のその他

66. 調査の備考

67. 調査のその他

68. 調査の備考

69. 調査のその他

70. 調査の備考

71. 調査のその他

72. 調査の備考

73. 調査のその他

74. 調査の備考

75. 調査のその他

76. 調査の備考

77. 調査のその他

78. 調査の備考

79. 調査のその他

80. 調査の備考

81. 調査のその他

82. 調査の備考

83. 調査のその他

84. 調査の備考

85. 調査のその他

86. 調査の備考

87. 調査のその他

88. 調査の備考

89. 調査のその他

90. 調査の備考

91. 調査のその他

92. 調査の備考

93. 調査のその他

94. 調査の備考

95. 調査のその他

96. 調査の備考

97. 調査のその他

98. 調査の備考

99. 調査のその他

100. 調査の備考

101. 調査のその他

102. 調査の備考

103. 調査のその他

104. 調査の備考

105. 調査のその他

106. 調査の備考

107. 調査のその他

108. 調査の備考

109. 調査のその他

110. 調査の備考

111. 調査のその他

112. 調査の備考

113. 調査のその他

114. 調査の備考

115. 調査のその他

116. 調査の備考

117. 調査のその他

118. 調査の備考

119. 調査のその他

120. 調査の備考

121. 調査のその他

122. 調査の備考

123. 調査のその他

124. 調査の備考

125. 調査のその他

126. 調査の備考

127. 調査のその他

128. 調査の備考

129. 調査のその他

130. 調査の備考

131. 調査のその他

132. 調査の備考

133. 調査のその他

134. 調査の備考

135. 調査のその他

136. 調査の備考

137. 調査のその他

138. 調査の備考

139. 調査のその他

140. 調査の備考

141. 調査のその他

142. 調査の備考

143. 調査のその他

144. 調査の備考

145. 調査のその他

146. 調査の備考

147. 調査のその他

148. 調査の備考

149. 調査のその他

150. 調査の備考

151. 調査のその他

152. 調査の備考

153. 調査のその他

154. 調査の備考

155. 調査のその他

156. 調査の備考

157. 調査のその他

158. 調査の備考

159. 調査のその他

160. 調査の備考

161. 調査のその他

162. 調査の備考

163. 調査のその他

164. 調査の備考

165. 調査のその他

166. 調査の備考

167. 調査のその他

168. 調査の備考

169. 調査のその他

170. 調査の備考

171. 調査のその他

172. 調査の備考

173. 調査のその他

174. 調査の備考

175. 調査のその他

176. 調査の備考

177. 調査のその他

178. 調査の備考

179. 調査のその他

180. 調査の備考

181. 調査のその他

182. 調査の備考

183. 調査のその他

184. 調査の備考

185. 調査のその他

186. 調査の備考

187. 調査のその他

188. 調査の備考

189. 調査のその他

190. 調査の備考

191. 調査のその他

192. 調査の備考

193. 調査のその他

194. 調査の備考

195. 調査のその他

196. 調査の備考

197. 調査のその他

198. 調査の備考

199. 調査のその他

200. 調査の備考

201. 調査のその他

202. 調査の備考

203. 調査のその他

204. 調査の備考

205. 調査のその他

206. 調査の備考

207. 調査のその他

208. 調査の備考

209. 調査のその他

210. 調査の備考

211. 調査のその他

212. 調査の備考

213. 調査のその他

214. 調査の備考

215. 調査のその他

216. 調査の備考

217. 調査のその他

218. 調査の備考

219. 調査のその他

220. 調査の備考

221. 調査のその他

222. 調査の備考

223. 調査のその他

224. 調査の備考

225. 調査のその他

226. 調査の備考

227. 調査のその他

228. 調査の備考

229. 調査のその他

230. 調査の備考

231. 調査のその他

232. 調査の備考

233. 調査のその他

234. 調査の備考

235. 調査のその他

236. 調査の備考

237. 調査のその他

238. 調査の備考

239. 調査のその他

240. 調査の備考

241. 調査のその他

242. 調査の備考

243. 調査のその他

244. 調査の備考

245. 調査のその他

246. 調査の備考

247. 調査のその他

248. 調査の備考

249. 調査のその他

250. 調査の備考

251. 調査のその他

252. 調査の備考

253. 調査のその他

254. 調査の備考

255. 調査のその他

256. 調査の備考

257. 調査のその他

258. 調査の備考

259. 調査のその他

260. 調査の備考

261. 調査のその他

262. 調査の備考

263. 調査のその他

264. 調査の備考

265. 調査のその他

266. 調査の備考

267. 調査のその他

268. 調査の備考

269. 調査のその他

270. 調査の備考

271. 調査のその他

272. 調査の備考

273. 調査のその他

274. 調査の備考

275. 調査のその他

276. 調査の備考

277. 調査のその他

278. 調査の備考

279. 調査のその他

280. 調査の備考

281. 調査のその他

282. 調査の備考

283. 調査のその他

284. 調査の備考

285. 調査のその他

286. 調査の備考

287. 調査のその他

288. 調査の備考

289. 調査のその他

290. 調査の備考

291. 調査のその他

292. 調査の備考

293. 調査のその他

294. 調査の備考

295. 調査のその他

296. 調査の備考

297. 調査のその他

298. 調査の備考

299. 調査のその他

300. 調査の備考

301. 調査のその他

302. 調査の備考

303. 調査のその他

304. 調査の備考

305. 調査のその他

306. 調査の備考

307. 調査のその他

308. 調査の備考

309. 調査のその他

310. 調査の備考

311. 調査のその他

312. 調査の備考

313. 調査のその他

314. 調査の備考

315. 調査のその他

316. 調査の備考

317. 調査のその他

318. 調査の備考

319. 調査のその他

320. 調査の備考

321. 調査のその他

322. 調査の備考

323. 調査のその他

324. 調査の備考

325. 調査のその他

326. 調査の備考

327. 調査のその他

328. 調査の備考

329. 調査のその他

330. 調査の備考

331. 調査のその他

332. 調査の備考

333. 調査のその他

334. 調査の備考

335. 調査のその他

336. 調査の備考

337. 調査のその他

338. 調査の備考

339. 調査のその他

340. 調査の備考

341. 調査のその他

342. 調査の備考

343. 調査のその他

344. 調査の備考

345. 調査のその他

346. 調査の備考

347. 調査のその他

348. 調査の備考

349. 調査のその他

350. 調査の備考

351. 調査のその他

352. 調査の備考

353. 調査のその他

354. 調査の備考

355. 調査のその他

356. 調査の備考

357. 調査のその他

358. 調査の備考

359. 調査のその他

360. 調査の備考

361. 調査のその他

362. 調査の備考

363. 調査のその他

364. 調査の備考

365. 調査のその他

366. 調査の備考

367. 調査のその他

368. 調査の備考

369. 調査のその他

370. 調査の備考

371. 調査のその他

372. 調査の備考

373. 調査のその他

374. 調査の備考

375. 調査のその他

376. 調査の備考

377. 調査のその他

378. 調査の備考

379. 調査のその他

380. 調査の備考

381. 調査のその他

382. 調査の備考

383. 調査のその他

384. 調査の備考

385. 調査のその他

386. 調査の備考

387. 調査のその他

388. 調査の備考

389. 調査のその他

390. 調査の備考

391. 調査のその他

392. 調査の備考

393. 調査のその他

394. 調査の備考

395. 調査のその他

396. 調査の備考

397. 調査のその他

398. 調査の備考

399. 調査のその他

400. 調査の備考

401. 調査のその他

402. 調査の備考

403. 調査のその他

404. 調査の備考

405. 調査のその他

406. 調査の備考

407. 調査のその他

408. 調査の備考

409. 調査のその他

410. 調査の備考

411. 調査のその他

412. 調査の備考

413. 調査のその他

414. 調査の備考

415. 調査のその他

416. 調査の備考

417. 調査のその他

418. 調査の備考

419. 調査のその他

420. 調査の備考

421. 調査のその他

422. 調査の備考

423. 調査のその他

424. 調査の備考

425. 調査のその他

426. 調査の備考

427. 調査のその他

428. 調査の備考

429. 調査のその他

430. 調査の備考

431. 調査のその他

432. 調査の備考

433. 調査のその他

434. 調査の備考

435. 調査のその他

436. 調査の備考

437. 調査のその他

438. 調査の備考

439. 調査のその他

440. 調査の備考

441. 調査のその他

442. 調査の備考

443. 調査のその他

444. 調査の備考

445. 調査のその他

446. 調査の備考

447. 調査のその他

448. 調査の備考

449. 調査のその他

450. 調査の備考

451. 調査のその他

452. 調査の備考

453. 調査のその他

454. 調査の備考

455. 調査のその他

456. 調査の備考

457. 調査のその他

458. 調査の備考

459. 調査のその他

460. 調査の備考

461. 調査のその他

462. 調査の備考

463. 調査のその他

464. 調査の備考

465. 調査のその他

466. 調査の備考

467. 調査のその他

468. 調査の備考

469. 調査のその他

470. 調査の備考

471. 調査のその他

472. 調査の備考

473. 調査のその他

474. 調査の備考

475. 調査のその他

476. 調査の備考

477. 調査のその他

478. 調査の備考

479. 調査のその他

480. 調査の備考

481. 調査のその他

482. 調査の備考

483. 調査のその他

484. 調査の備考

485. 調査のその他

486. 調査の備考

487. 調査のその他

488. 調査の備考

489. 調査のその他

490. 調査の備考

491. 調査のその他

492. 調査の備考

493. 調査のその他

494. 調査の備考

495. 調査のその他

496. 調査の備考

497. 調査のその他

498. 調査の備考

499. 調査のその他

500. 調査の備考



シャーメントラップ
地上に設置し、ネズミ・モグラ類を捕獲する生け捕りワナ。



パンチュートラップ
地上に設置し、ネズミ・モグラ類を捕獲する捕殺ワナ。

鳥獣の捕獲等許可申請書の例



捕獲申請は？

捕獲の申請にあたって、必要な手続きは、魚類などの特別採捕許可申請と概ね同様です。

- 調査の目的
- 捕獲種
- 捕獲数量
- 捕獲従事者名
- 捕獲場所
- 使用トラップ 等

を記載した申請書を、申請窓口に提出します。

ただし、窓口となる都道府県等によって、対応はまちまちで、使用できるトラップが制限されたり、調査にあたって看板の設置や腕章の着用が義務づけられたりする場合もあります。



使用トラップの制限

基本的に、捕獲対象種以外の不特定多数の種が捕獲されてしまうおそれのあるトラップ類（トラバサミなど）は、使用禁止という見解を示している窓口が多いようです。

ネズミ類等の捕獲調査にあたって、最も普及していて頻繁に使われるトラップには「パンチュートラップ」がありますが、都道府県によっては、パンチュー等の捕殺式トラップの使用を禁じている所があるようです。パンチューは、広義のトラバサミに含まれるという困った見解の所があるためです。

シャーメントラップなどのライブトラップ（生け捕り罠）は、基本的にどこでも使用できるようです。



希少種は？

レッドデータブックに該当するような希少種を捕獲したい場合はどうなるのでしょうか？

この場合、レッドデータブック対象種の中でも、特に希少性のランクが高い絶滅危惧種（類、類）については、「環境省権限種」と言って、都道府県ではなく環境省が捕獲申請窓口になります。

- 例えば、
- トウキョウトガリネズミ
- オリジネズミ
- センカクモグラ
- エチゴモグラ 等

が捕獲される可能性がある場所では、都道府県のほかに環境省にも申請する必要があるというわけです。

捕獲申請は？

「錯誤捕獲」と言って、本来捕獲しようと思った種以外（申請書に記載していない種）が取れてしまった場合、原則として調査データに加えることが出来なくなります。

例えば、アカネズミを捕獲する目的で設置したトラップで、ヒミズを捕ってしまったというような例です。もちろん申請時に、当初からアカネズミ、ヒミズを捕獲対象に加えていれば問題ありません。

同様に、昆虫類を捕まえる目的で設置したベイトトラップで偶然トガリネズミを捕ってしまった場合も錯誤捕獲になります。このため、申請時には、捕獲される可能性のある種を漏らさずに記入するよう、注意が必要です。

新しい鳥獣保護法については、各方面から様々な批判の声が聞かれます。具体的には、以下のような点が問題視されているようです。

有害鳥獣駆除等の、特定鳥獣保護管理計画といった様々な権限が環境省から都道府県に、あるいは都道府県から市町村に委譲された。

狩猟に関する規制緩和（猟期の延長、狩猟税が安くなるなど）

このうち、前者については、市町村単位での野生鳥獣の生息実態（生息域、生息数、個体群動態等）の把握が極めて困難であるにもかかわらず、長期的な保護計画よりも目先の利害が優先され、安易な駆除が助長されるといったものです。野生鳥獣には人間の都合による行政界など関係がないので、A市では保護されているのに、隣接するB町やC村では駆除されるといったことも起こり得

ます。

一方、後者については、狩猟を趣味にしているハンターに有害鳥獣駆除の仕事を委ねるという意図によるものらしく、ハンターにのみメリットがある制度が反感を招いているようです。また、前述した捕獲申請の手続きも、役所毎の対応がまちまちであり、調査者側の負担が増えたことは否めません。

しかし、これまで野放し状態だったネズミ類やモグラ類の捕獲に対して一定の規制が行われるようになった点や、捕獲後に山野に放置された鳥獣の体内に残存する鉛製銃弾による鉛中毒の防止対策が行われるようになった点は評価に値する点ではないかと思えます。いずれにせよ、不備な点はきちんと改正されるよう働きかけていく必要があるようです。

なお、本件についてご不明な点や、捕獲許可申請手続きなどでご不明な点などがありましたら、浅尾（asao@chiikan.co.jp）までお気軽にお問い合わせください。

改正が 改善か？



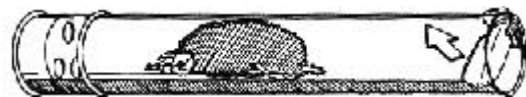
（出典：（財）リバーフロント整備センター：平成9年版河川水辺の国勢調査マニュアル【河川版】（生物調査編））

墜落缶

プラスチックカップやバケツ等を利用。地中に埋め、落下したネズミ・モグラ類を捕獲する生け捕りワナ。



（出典：（財）自然環境研究センター：野生動物調査法ハンドブック - 分布・生態・生息環境 - 哺乳類・鳥類編）



（出典：（財）リバーフロント整備センター：平成9年版河川水辺の国勢調査マニュアル【河川版】（生物調査編））

モールトラップ

地中に埋め、ネズミ・モグラ類を捕獲する。生け捕りワナ（上図）、捕殺ワナがある。